

四日市市告示第 6 2 号

四日市市失語症会話パートナー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市失語症会話パートナー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市失語症会話パートナー派遣事業実施要綱（平成 2 5 年四日市市告示第 1 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（失語症会話パートナーの登録等） 第 4 条 市長は、原則として市内に住所又は勤務地を有するもののうち、本市又は<u>三重県</u>が実施する失語症会話パートナー養成カリキュラムに基づく養成講座を修了しているものを失語症会話パートナーとして登録するものとする。 2 から 5 （略）	（失語症会話パートナーの登録等） 第 4 条 市長は、原則として市内に住所又は勤務地を有するもののうち、本市が実施する失語症会話パートナー養成カリキュラムに基づく養成講座を修了しているものを失語症会話パートナーとして登録するものとする。 2 から 5 （略）

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）